（調査の期日等）

第六条　調査は、毎年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、六月における最終給与締切日現在）について行う。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　前条第二号ルからヨまでに掲げる事項　調査を実施する年の六月一日から六月三十日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、当該期間における最終給与締切日以前一月間）について行う。

二　前条第二号タに掲げる事項　調査を実施する年の前年の一月一日から十二月三十一日までの期間について行う。ただし、調査を実施する年の前年の一月二日以降に雇用された調査労働者のうち、七月一日以前に雇用されたものについては雇用の日から一年間、七月二日以降に雇用されたものについては雇用の日から調査を実施する年の六月三十日までの期間について行う。

（調査票）

第七条　調査に用いる調査票は、別記様式とする。

（報告義務）

第八条　調査事業所の事業主及び一括調査企業の報告義務者に対しては、前条の調査票を配布するものとする。

2・3　（略）

4　前二項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、調査事業所の事業主にあつては当該調査事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長に、一括調査企業の報告義務者にあつては厚生労働大臣に対して、調査票等を提出することによつて行わなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により厚生労働大臣が調査票等の回収に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあつては、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者は、調査票等を、調査を実施する年の七月三十一日までに当該民間事業者に提出することにより第二項又は第三項の報告を行うものとし、当該民間事業者は、当該調査票等を厚生労働大臣の定める期限までに提出しなければならない。

（調査の期日等）

第六条　調査は、毎年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、六月における最終給与締切日現在）について行う。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　前条第二号ヌからレまでに掲げる事項　調査を実施する年の六月一日から六月三十日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、当該期間における最終給与締切日以前一月間）について行う。

二　前条第二号ソに掲げる事項　調査を実施する年の前年の一月一日から十二月三十一日までの期間について行う。ただし、調査を実施する年の前年の一月二日以降に雇用された調査労働者のうち、七月一日以前に雇用されたものについては雇用の日から一年間、七月二日以降に雇用されたものについては雇用の日から調査を実施する年の六月三十日までの期間について行う。

（調査票）

第七条　調査に用いる調査票は、調査事業所に関する事項を調査する事業所票（様式第一号）及び調査労働者に関する事項を調査する個人票（様式第二号）とする。

（報告義務）

第八条　調査事業所の事業主（厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所の事業主を除く。以下単に「調査事業所の事業主」という。）及び一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）に対しては、前条の調査票を配布するものとする。

2・3　（略）

4　前二項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、調査事業所の事業主にあつては当該調査事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長に、一括調査企業の報告義務者にあつては厚生労働大臣に対して、一調査事業所につき前条の事業所票（これに準ずる様式を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）を三部、個人票（これに準ずる様式を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）を二部それぞれ提出することによつて行わなければならない。

（新設）